

配 当 計 算 書

滞納者	住所 (所在地)				氏名 (名称)				
換 価 財 産	名	称	数量	性	質	所	在	受 入 金 額	
	換 価 代 金 等 合 計								①
差 押 え に 係 る 徴 収 金	摘 要		年度	期別	税目等 滞納処分費	法定納期限等	滞納金額 円	配当順位	配当金額 円
	差押年月日 年 月 日								①
	取立年月日 年 月 日								②
									③
									④
									⑤
									⑥
									⑦
									⑧
									⑨
									⑩
									⑪
									⑫
注 ①～⑫の配当金額の内訳は、別紙付表のとおり。									
交 付 要 求 (参 加 差 押 え) に 係 る 国 税 、 地 方 税	受付年月日	交付要求機関			税目等	法定納期限等	確認債権額 円	配当順位	配当金額 円
交 付 要 求 に 係 る 公 課									
私 債 権	住所(所在地)	債権者の氏名(名称)		債権の種類	担保権等の設定年月日	確認債権額 円	配当順位	配当金額 円	
上記の財産に係る換価代金等を配当し、又は交付するため、この計算書を作ります。 (根拠法令－国税徴収法第131条)						配当金額合計		⑬	
年 月 日						残余金(⑬-⑩)		() 円	
美 呷 市 長						印		換価代金等の交付	期日 年 月 日
								時間	時 分から 時 分まで
								場所	
						備 考			

交付先氏名(名称)	
-----------	--

- 注意 1 滞納処分費とは、滞納処分に関して要した費用(財産の差押え、差押財産の保管、運搬、公売等に関する費用)であり、その徴収の起因となった徴収金に先立って配当し、又は充当されます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美呷市(訴訟において美呷市を代表する者は、美呷市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 この処分については、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 5 換価代金等の交付期日には、この謄本及び印章を持参してください。
- 摘要 1 配当金又は残余金の供託を要する場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。
- 2 国税徴収法第26条に該当する場合は、下部余白などに、計算過程を記載すること。
- 3 交付期日を短縮した場合は、下部余白などに、処分理由を記載すること。
- 4 換価財産が債権以外であるときに使用する場合は、この様式中「取立年月日」とあるのを「売却決定年月日」と訂正して使用すること。
- 5 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

配当計算書付表(差押えに係る徴収金の配当金額の内訳)

滞納処分費	算 出 基 礎	配 当 (滞 納) 金 額
		円
	合 計	①

税等(②～⑫)の内訳	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金 額	過 少 申 告 加 算 金 額	重 加 算 金 額	配 当 金 額 計
				円	円	円	円	円②
								③
								④
								⑤
								⑥
								⑦
								⑧
								⑨
								⑩
								⑪
								⑫
	合計							

支 払 先

支 払 先	債権者の住所(所在地)及び氏名(名称)	美唄市長が確認した債権額	配当順位	配当金額	備 考